

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会定款施行細則

施行 平成 9年 4月 1日 改正 平成22年 6月 1日 施行 平成29年 4月 1日
改正 平成13年 4月 1日 改正 平成27年 2月25日 改正 令和 3年12月20日
改正 平成15年12月 1日 改正 平成27年12月18日 改正 令和 5年12月12日
改正 平成17年 4月 1日 改正 平成28年 2月22日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）
第49条の規定に基づき定款の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第2条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。
2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べるこ
とができる。

(評議員会の開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほ
か、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集の手続き)

第4条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定
め評議員会を招集する。
(1) 評議員会の日時及び場所
(2) 評議員会の目的である事項
(3) 評議員会の議案の概要
2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会
の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会
を招集することができる。
(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発
せられない場合
4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各
号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の日 の 1 週間前 (中 7 日間) までに招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に変えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続きの省略)

第6条 前条の規定に関わらず、評議員全員の同意がある時には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員提案権)

第7条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日 の 4 週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員の目的である事項につき議案を提出することができる。

(評議員会への報告)

第8条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第9条 理事及び監事は、評議員会において評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について説明しなければならない。ただし、当該事項が評議員の目的である事項に関しない場合はこの限りではない。

(関係者の出席)

第10条 役員は必要がある時は、職員等関係者を出席させ提出議案の内容等について説明させることができる。

第3章 理事会

(理事会の開催)

第11条 理事会は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、9月、12月、3月及び必要がある場合に開催する。

2 会長以外の理事から会長に会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。

- 3 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集の手続き)

第12条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前(中7日間)までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(理事会の決議事項)

第13条 理事会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 評議員会、評議員選任・解任委員会の日時及び場所、目的である事項の決定
- (3) 評議員会、評議員選任・解任委員会の招集
- (4) 定款施行細則の決定
- (5) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 予算外の、新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 評議員選任・解任委員の選任及び解任
- (8) 理事及び監事の選任及び解任
- (9) 評議員候補者の推薦
- (10) 会長、副会長の選定及び解職
- (11) 事務局長の選任及び解任
- (12) 重要な財産の処分及び譲受け
- (13) 多額の借財
- (14) 理事及び監事の報酬等の額
- (15) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (16) 定款の変更
- (17) 事業計画及び収支予算の承認
- (18) 事業報告及び決算の承認
- (19) 基本財産の処分
- (20) 資産の管理
- (21) 会計処理の基準
- (22) 公益事業の運営に関する事項
- (23) 解散
- (24) 法令又はこの定款で定められた事項
- (25) その他重要な業務に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃

(理事による利益相反取引等の制限)

第14条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第15条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(監事の出席)

第16条 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第17条 役員は必要がある時は、職員等関係者を出席させ提出議案の内容等について説明させることができる。

第4章 会長の専決事項

(会長の専決事項等)

第18条 定款第21条第2項に定める会長の専決事項は次のとおりとする。

(1) 理事会の招集並びに提出議案に関すること。

(2) 資産の管理及び処分に関すること。(重要な資産を除く。)

(3) 事業計画及び収支予算の策定に関すること。

(4) 一件の金額が100万円以上1,000万円以下の予算の執行に関すること。

(5) 事業報告及び決算作成に関すること。

(6) 事業の要綱及び要領等の制定、又は改廃に関すること。

- (7) 職員の任免、身分、給与及び賞罰その他人事に関する事。
 - (8) 嘱託職員及び臨時職員、パートタイマーの任用に関する事。
 - (9) 債権の免除、又は効力の変更に関する事。
 - (10) 契約工事請負及び物品納入等の契約に関する事。
 - (11) 固定資産（基本財産を除く）の取得及び改良のための支出ならびにこれらの処分に関する事。
 - (12) 不要物品等の売却又は廃棄に関する事。
 - (13) 予算上の予備費の支出に関する事。
 - (14) 利用者の日常の処遇に関する事。
 - (15) 寄付の受入れに関する事。
 - (16) 会長及び役員等の旅行命令に関する事。
 - (17) 事務局長の旅行命令及び休暇、時間外勤務命令等に関する事。
 - (18) 訴訟その他争議に関する事。
 - (19) 本会に関する情報の開示に関する事。
 - (20) 前各号の他、特に重要と認める事項に関する事。
- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

（専決の報告）

第19条 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第5章 監事

（監事の同意）

第20条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（調査及び差止め請求）

第21条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第22条 監事は、理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第6章 その他

(秘密の保持)

第22条 本会の評議員選任・解任委員、評議員、役員及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当の目的のために利用してはならない。

(改正)

第23条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この細則は、平成9年4月1日から施行する。
2. この細則の一部改正は、平成13年4月1日より施行する。
3. この細則の一部改正は、平成15年12月1日より施行する。
4. この細則の一部改正は、平成17年4月1日より施行する。
5. この細則の一部改正は、平成22年6月1日より施行する。
6. この細則の一部改正は、平成27年2月25日から施行する。
7. この細則の一部改正は、平成27年12月18日から施行する。
8. この細則の一部改正は、平成28年2月22日から施行する。
9. この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会定款施行細則（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この細則の一部改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、令和5年12月12日から施行する。